

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定しました。

平成27年2月6日

奈良県収用委員会会長 池田辰夫

1 起業者の名称

奈良県

2 事業の種類

一般国道369号改築工事（奈良県宇陀市榛原赤瀬地内）

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在 奈良県宇陀市榛原赤瀬

地番	地目		地積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）	使用しようとする土地の面積（㎡）
	公簿	現況	公簿	実測		
1123番 2	山林	山林	8,400	8,389.64	196.36	なし

4 土地所有者の氏名

猪原重隆

瀧住敏秀

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成27年1月30日